

## 武蔵野市ファミリー・サポート・センター会則

### (名称)

第1条 本会は、武蔵野市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

### (事務所)

第2条 センターは、事務所を東京都武蔵野市境南町2丁目10番24号に置く。

### (センターの目的)

第3条 センターは、地域における育児に係る相互援助活動の推進及び多様な需要への対応を行うことを目的とする。

### (センターの業務等)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) サポート会員及びファミリー会員（以下「会員」という。）の募集、登録その他会員組織業務
- (2) サポート会員とファミリー会員との連絡及び調整業務
- (3) サポート会員への研修、講習会の実施
- (4) サポート会員とファミリー会員との交流に関する業務
- (5) 会員と関係機関との連絡調整業務
- (6) 会員と医療機関との連絡体制の整備
- (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱（平成25年12月3日付け25福保子家第617号）別紙に定めるところによるひとり親家庭等に対するセンター利用の支援業務
- (8) 広報紙を発行する等の広報業務
- (9) その他センターの目的達成に必要な業務

2 センターに代表者1名を置く。代表者は、センターを代表し、センターの運営を統括する。

### (会員)

第5条 会員は、センターの趣旨を理解し、育児の援助を行う者又は育児の援助を受ける者であっ

て、市長の承認を得た者とする。

- 2 サポート会員は、原則として武蔵野市内に居住している心身ともに健康な満20歳以上の者であって、センターが実施する講習会を受講した者又はそれに準ずる知識・経験等を有すると認められる者とする。
- 3 ファミリー会員は、武蔵野市内在住で、原則として生後6か月から小学校6年生までの児童（以下「対象児童」という。）の保護者であって、子育ての援助を必要とする者とする。
- 4 会員は、サポート会員とファミリー会員を兼ねることができる。

#### （入会）

第6条 会員として入会しようとする者は、会員入会申込書兼登録書をセンターに提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 センターは、入会を承認した者に会員証を交付する。
- 3 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、変更の内容を会員登録変更届によりセンターに届け出るものとする。

#### （保険）

第7条 会員は、援助活動中の事故に備え、センターが指定する地域子育て支援補償保険に一括して加入するものとする。

#### （退会）

第8条 会員が退会するときは、会員証を添えて退会届をセンターに提出するものとする。

#### （登録の取消し）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 退会の申し出があったとき。
  - (2) 第5条第2項及び第3項の規定に該当しなくなったとき。
  - (3) この会則の規定に違反したとき。
  - (4) 前3号のほか、会員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 会員は、会員資格の喪失に際して、会員証をセンターに返還しなければならない。

(アドバイザー)

第10条 センターの円滑な運営を図るため、アドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、第4条に規定する業務の実施に当たるほか、次に掲げる業務を行う。

(1) 会員の育成及び指導等に関すること。

(2) センター業務の事務処理に関すること。

(援助活動の内容)

第11条 サポート会員の援助活動の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 保育所、幼稚園、小学校、学童クラブ等（以下「保育施設等」という。）の開始時間前又は終了時間後に対象児童を預かること。

(2) 保育施設等と援助活動を行う場所等との間の対象児童の送迎を行うこと。

(3) ファミリー会員が病気の場合等に対象児童を預かること。

(4) ファミリー会員が冠婚葬祭又は学校行事等の外出の際に対象児童を預かること。

(5) 満1歳から小学校6年生までの対象児童が病中や病後であり、かつファミリー会員が勤務等の都合により保育を行うことが困難な際に、当該対象児童を預かること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、ファミリー会員の育児に関して必要な援助活動を行うこと。

2 前項第1号、第3号、第4号及び第5号に掲げる援助を行う場所は、次に掲げる場所とし、会員間の合意により決定するものとする。

(1) 会員の自宅

(2) 児童館、地域子育て支援拠点等の施設

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象児童の安全が確保できる場所

(援助活動の実施時間)

第12条 サポート会員が援助活動を実施する時間は、原則として、午前7時から午後8時までの間において、ファミリー会員と合意した時間とする。ただし、第11条第1項第5号に掲げる援助活動については、午前8時から午後6時までの間において、ファミリー会員と合意した時間とする。

(援助活動の実施)

第13条 ファミリー会員は、援助活動を受けようとするときは、センターに援助活動の申込みをし、

センターは当該申込みの援助内容、日時等の詳細を確認し、申込みの内容にふさわしいと認められるサポート会員に連絡してその意向を確認の上、ファミリー会員に紹介する。

- 2 センターは、当該申込みに係るサポート会員とファミリー会員との三者による事前打合せを行なった上で援助活動を行う。この場合において、センターは当該事前打合せの内容及び結果を記録するものとする。
- 3 前項の事前打合せにおいて、援助の実施について合意したときは、サポート会員はファミリー会員に対して、援助を行うものとする。
- 4 サポート会員は、援助活動を実施したときは、援助活動の内容を記載した報告書を作成し、援助活動を受けたファミリー会員の確認を受けるものとする。
- 5 前項の確認を行ったファミリー会員は、援助活動の実施時間に応じた報酬をサポート会員に支払う。その際、援助活動に伴う交通費等の経費がある場合には、その実費も併せてサポート会員に支払うものとする。
- 6 サポート会員は、援助活動を行った月の翌月までに、第4項の報告書をセンターに提出する。
- 7 ファミリー会員は、病中・病後の対象児童の預かりを依頼する場合は、医師からサポート会員に預けてよいとの許可を得たことが明記された保護者からの病状連絡票及び与薬依頼書をサポート会員に提出するものとする。
- 8 ファミリー会員は、あらかじめ依頼した援助内容以外の援助を求めてはならない。

#### (報酬)

第14条 前条の報酬は、別表第1、別表第2に定める基準による。

- 2 援助活動の事前打合せに要する費用は、援助活動1時間相当分とみなし、援助活動の区分に応じて、別表第1、別表第2に規定する額を支払うこととする。
- 3 ファミリー会員は、援助活動の依頼後に当該依頼を取り消したときは、別表第3に定める取消料をサポート会員に支払わなければならない。

#### (会員の責務)

第15条 会員は、援助活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。会員でなくなった後も同様とする。

- 2 会員は、援助の実施にあたり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 物品等の販売、あっせん等
- (2) 宗教活動、政治活動等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める行為

(事故等の対応)

第16条 サポート会員は、援助活動中に事故が発生したときは、直ちにその内容をファミリー会員及びセンターに報告しなければならない。

(その他)

第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、センターにおいて別に定める。

付則 この会則は、平成29年8月30日から施行し、平成29年7月1日から適用する。

付則 この会則の改正条項は、平成31年1月8日から施行する。

別表第1 (第14条関係)

第11条第1項各号(第5号を除く。)に掲げる事業に係る報酬

利用区分		報酬額(子ども1人につき1時間あたり)
(1) (2)に掲げる日以外の日	午前9時から午後6時まで	1時間あたり800円
	午前7時から午前9時まで及び 午後6時から午後8時まで	1時間あたり900円
(2) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	午前9時から午後6時まで	1時間あたり900円
	午前7時から午前9時まで及び 午後6時から午後8時まで	1時間あたり1,000円

注1 きょうだいの場合、1人のサポート会員で保育をする場合は、2人目以降の児童は、1人につき半額とする。

2 援助が1時間以内の場合の報酬は1時間分、1時間を超える場合は、超える時間が30分以内の

ときは1時間分の半額、30分を超え1時間までは1時間分の全額を加算する。

別表第2（第14条関係）

第11条第1項第5号に掲げる事業に係る報酬

利用区分		報酬額
(1) (2)に掲げる日以外の日	午前9時から午後6時まで	1時間あたり1,000円
	午前8時から午前9時まで	1時間あたり1,100円
(2) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	午前9時から午後6時まで	1時間あたり1,100円
	午前8時から午前9時まで	1時間あたり1,200円

注1 援助活動が1時間以内の場合は1時間分、1時間を超える場合は、超える時間が30分以内のときは1時間分の半額、30分を超え1時間までは1時間分の全額を加算する。

別表第3（第14条関係）

取消日	取消料
援助を利用する日の前日午後5時までに取り消す場合	無料
援助を利用する日の前日の午後5時を過ぎてから取り消す場合	利用の申込みをした援助時間に係る報酬の半額
援助の利用の取消しをせずに無断で利用しない場合	利用の申込みをした援助時間に係る報酬の全額